

第2章 情報の公開と共有

情報を知る権利

第3条 市が保有する情報は市民の財産であり、私たち市民はそれを知る権利を有する。

解説

この条は、まちづくりについての情報が、市民の財産であることを明らかにし、市民の知る権利を保障しています。

市民の知る権利には、市が市民に情報を提供する方法と、市民が市に情報の公開を求める方法があります。情報の提供については第4条で定め、情報の公開については登別市情報公開条例で定めています。



情報の提供

第4条 市は、市が保有する情報を市

民にわかりやすく提供するとともに、市民が迅速かつ容易に取得できるように整理し、保存しなければなりません。

2 市は、提供した情報に対する市民からの意見、提言等をまちづくりに反映するよう努めなければならない。

3 私たち市民は、提供された情報を積極的にまちづくりに生かさなければならない。

解説

この条は、市が保有するまちづくりに関する情報の取り扱いと、まちづくりを進める上での市民と市の情報の活用について定めています。

情報を市民に分かりやすく提供することは、市民がまちづくりに参画し、活発な議論をする上でもっとも大切なことです。そのため、市は、市民が迅速かつ容易に取得することができるように情報を整理し、保存しなければならない。

市は、市民の意見や提言などをまちづくりに反映するよう努めるとともに、市民は情報をまちづくりに積極的に生かさなければならない。

説明・応答責任

第5条 市は、市政運営にあたって、公正の確保と透明性の向上を図るため、市民にわかりやすく説明する責務を有する。

2 市は、市政運営に関する市民の質

問等に対し、誠実に応答する責務を有する。

解説

この条は、市が市政運営に当たって、公正の確保と透明性の向上を図るため、市民に市の事務事業の内容を具体的に説明する責務があるとともに、質問などに応答する責務があることを定めています。

市は、市民からの負託に基づき市政運営を行っています。自らの行動について説明する責務があります。

個人情報の保護

第6条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理等に関して必要な措置を講じなければならない。

解説

この条は、市が保有する個人情報を保護するための方針を定めています。

市が行政活動を進める際、さまざまな個人情報を取り扱っています。個人情報の求めに応じて、市が保有する個人情報を公開することは、個人の利益となる恐れがあります。

そのため、市は、個人情報の提供などを行う場合の必要な措置として、登別市個人情報保護条例を制定し、個人の権利や利益が侵害されることのないよう必要な措置を取っています。

第3章 市民参画の推進

市民参画の権利と責任

第7条 私たち市民は、男女の区別なく何人も自由、平等な立場でまちづくりに参画する権利を有する。

2 私たち市民は、自らの発言と行動に責任をもって、まちづくりに参画するよう努めなければならない。

3 私たち市民のまちづくり活動への参画に関しては、自主性や自立性が尊重されるものであり、何人からも不当な関与や不利益を受けない。

解説

この条は、市民がまちづくりに参画する権利、責任などを定めています。

まちづくりは、広範な市民の参加によって行われるべきものであり、市民自治の理念のもと、市民の権利として主体的にまちづくりに参画できることを保障するとともに、市民のまちづくりへの参画に対する姿勢に責任を持つことを明文化しています。

まちづくりへの参画は、個人の自由意思に基づくものであり、参画することによって不当な関与や不利益を受けるものではありません。

